

## 大阪府・大阪市で共通して取り組んでいる戦略

名称	策定年月日 (計画期間)	目的・概要
大阪の成長戦略	平成22年12月(府戦略策定) 平成23年3月(市戦略策定) 平成25年1月(府市戦略一本化)(平成22年度～平成32年度)	大阪大都市圏の成長を阻害してきた要因を明らかにしたうえで、今後10年間の成長目標を掲げ、それを実現するための短期・中期(3から5年)の具体的な取組方向を明らかにすることをねらいとして策定。 「大阪が成長するためには何が必要か」という観点から必要と考えられる取組を幅広くまとめたものであり、国、関西全体、市町村、民間企業、府民等さまざまな主体の取組等を盛り込んでおり、関係各方面に共有していただく「提言書」でもある。
グランドデザイン・大阪	平成24年6月 (～2050年)	躍動する大阪の今後の方向性を、広く世界に発信するとともに、府域全域の方向性を示す「将来ビジョン・大阪」に基づき、2050年を目標とする大都市・大阪の都市空間の姿を分かりやすく提示。あわせて、世界の大都市圏に人口が集中する傾向をとらえ、創造的な人材が集積し、住み、働き、楽しみたくなる魅力・環境を備えた大都市・大阪を目指す。
大阪都市魅力創造戦略	平成24年12月 (平成24年度～平成27年度)	世界的な創造都市に向けた観光・国際交流・文化・スポーツの各施策の上位概念となる府市共通の戦略。「民が主役、行政はサポート役」との基本的な考え方のもと、大阪ミュージアム構想の推進や府域における重点的な取組により、府域全体の都市魅力向上を図り、世界が憧れる都市魅力を創造し、世界中から人、モノ、投資等呼び込む。
大阪の観光戦略	平成24年12月 (平成24年～平成32年)	大阪の良好なアクセス性や居心地の良さ、関西の豊富な観光資源を活かし、大阪を関西の観光インバウンド拠点とする。海外とりわけアジアから観光客と投資を大阪に集めることなどにより、「強い大阪」の実現を目指す。
大阪の国際化戦略	平成23年3月 平成25年3月(一本化) (平成23年度～平成27年度)	「大阪の成長戦略」を踏まえ、2020年を展望しつつ、2015年までに大阪府・大阪市が広域的な観点から取り組む国際化施策の方向性及び具体的な施策を明らかにし、大阪の国際競争力の強化を図る。
大阪府文化振興計画(第3次)	平成25年3月 (平成25年度～平成27年度)	大阪府文化振興条例に基づき、大阪の文化振興を図るため、府市共通のビジョンのもと、府市事業の融合・統合・連携、パワーアップを図るとともに、専門家の知見を活用したアーツカウンシルの仕組みを構築することで、「文化自由都市、大阪」の実現を目指す。
大阪市文化振興計画	平成25年3月 (平成25年度～平成27年度)	大阪市芸術文化振興条例に基づき、大阪の文化振興を図るため、府市共通のビジョンのもと、府市事業の融合・統合・連携、パワーアップを図るとともに、専門家の知見を活用したアーツカウンシルの仕組みを構築することで、「文化自由都市、大阪」の実現を目指す。
大阪府スポーツ推進計画	平成24年4月 (平成24年度～平成28年度)	これまでの『大阪府生涯スポーツ社会づくりプラン』に基づいた取組みの成果を活かすとともに、新たな課題に対応することにより、今後の大阪の生涯スポーツの振興をより一層推進。
大阪ミュージアム戦略プラン	平成23年3月 (平成22年度～平成25年度)	「明るく」「楽しく」「わくわく」するまち・大阪を基本理念に、「魅力ある都市イメージの創出」「地域社会の文化的価値の向上」「地域経済への波及」の3つの達成すべき目標を掲げ、生活者の視点から大阪のまちの魅力を共に発想し、共に動く「仕掛けづくり」の手法を提案。大阪の魅力を創出する事業を、民間も含めてトータルプロデュースし、大阪ミュージアムのブランド力をより高める戦略的取組を推進。

府・市文化振興計画については、具体的な施策・取組例は異なるが、将来像・理念・方向性等の計画の柱は府市で同一の内容。  
平成25年度よりアーツカウンシルなど府市事業の一本化が進展。

## その他大阪府・大阪市で連携している戦略

大阪府教育振興基本計画	平成25年3月 (平成25年度～平成34年度)	大阪府教育行政基本条例に基づき、これまで大阪が大切にしてきた、違いを認め合い、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育をさらに発展させるとともに、大阪の子どもたちが、自ら豊かな未来を切り開き、次代の社会を担う自立した大人となっていけるような力をはぐくむため、大阪府における教育の振興に関する基本的な目標や施策の大綱、施策を総合的かつ計画的に推進。
大阪市教育振興基本計画	平成25年3月 (平成25年度～平成27年度)	大阪市教育行政基本条例に基づき、全ての子どもたちが学力を身に付けながら健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うため、子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備えるよう、集中的に取り組むべき「教育施策の概要」と、総合的・計画的な「施策推進のための留意事項」を規定。